

平成 24 年度 財政援助団体監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の対象

団体 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
所管課 福祉健康部社会福祉課・障害福祉課

3 監査の範囲

平成 23 年度及び平成 24 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに交付された助成金に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の期間

平成 24 年 10 月 31 日から平成 25 年 1 月 28 日まで
説明聴取日 平成 24 年 11 月 30 日

5 監査の主眼

(1) 所管課

- ア 財政援助等の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
- イ 助成金等の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- ウ 団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ア 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- イ 助成金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- ウ 出納関係諸帳簿の整備は適切に行われているか。

6 監査の方法

監査にあたっては、「5 監査の主眼」を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第2 監査の結果

1 団体の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
- (2) 所在地 羽村市栄町2丁目18番地1 羽村市福祉センター内
- (3) 設立 昭和41年9月（法人認可 昭和45年3月）
- (4) 基本財産 100万円
- (5) 目的 羽村市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- (6) 事業内容
- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - エ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - カ 共同募金事業への協力
 - キ 地域活動支援センターの経営
 - ク 相談支援事業の経営
 - ケ 居宅介護等事業の経営
 - コ 緊急生活援護資金の貸付
 - サ 老人居宅介護等事業の経営
 - シ 障害福祉サービス事業の経営
 - ス 移動支援事業の経営
 - セ 福祉サービス利用援助事業の経営
 - ソ 羽村市ふれあいのまちづくり事業
 - タ その他この法人の目的達成のために必要な事業
- ◆ 社会福祉法第26条の規定による公益事業
- ア 羽村市福祉センターの管理運営事務
 - イ 羽村市障害児日中一時支援事業
 - ウ 羽村市ファミリー・サポート・センター事業
 - エ 居宅介護支援事業
 - オ 福祉有償運送事業

- (7) 沿革
- ア 平成 20 年 10 月に移送サービス事業を福祉有償運送事業として直営化している。
 - イ 平成 21 年 4 月から羽村市地域活動支援センターの運営を市から受託している。
 - ウ 平成 20 年 6 月から市民活動・ボランティアセンターはむらを開設したが、平成 23 年 3 月に市民活動・ボランティアセンター事業を市に返還し、地域福祉に関わるボランティア活動の推進を図っている。
 - エ 平成 23 年 4 月に福祉サービス総合支援事業を市から受託している。

(8) 組織

ア 会員 7,275 件 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

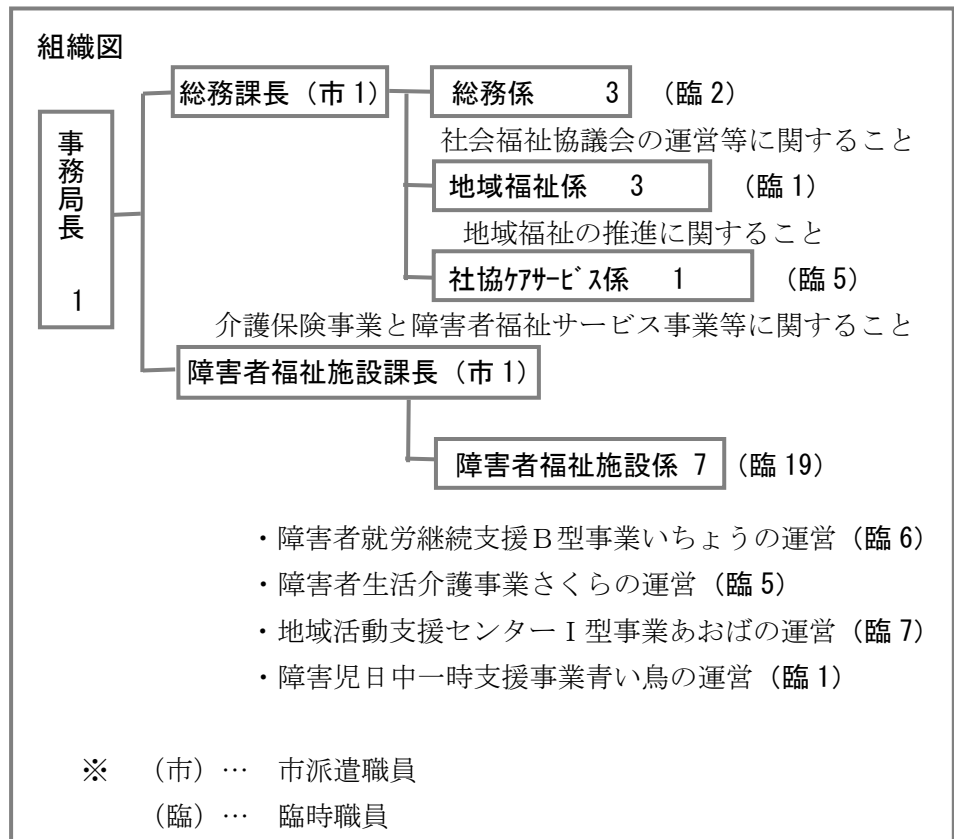
個人会員	7,028 件 (羽村市世帯の 28%)
団体会員	247 件

イ 役員構成 60 人

理事 15 人 [会長 1 人、副会長 2 人、常務理事 1 人、理事 11 人]		
顧問 3 人	監事 2 人	評議員 40 人

ウ 職員体制 44 人

(正職員 15 人、市派遣職員 2 人、臨時職員 27 人)



市との関係

市は、社会福祉事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービス提供体制の確保施策等必要な措置を講じる責務があり、羽村市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業を行う当該団体に対し、事業に要する経費の一部を助成している。

2 財政援助の状況

(1) 平成 23 年度及び 24 年度の助成金の内容及び交付状況

【第 1 表】

名称	羽村市社会福祉協議会運営費助成金（運営費）				
根拠	① 東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱及び補助要綱 ② 羽村市社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例及び条例施行規則				
交付対象経費	① 人件費（基本給、諸手当他） ② 事務費（福利厚生費、旅費、消耗品費他） ③ 事業費（法人運営、在宅福祉サービス事業）				
交付年度	平成 23 年度分		平成 24 年度分		
交付申請日	平成 23 年 4 月 27 日		平成 24 年 4 月 18 日		
概算交付決定日	平成 23 年 5 月 6 日		平成 24 年 4 月 23 日		
概算交付決定額	61,459,000 円		50,249,000 円		
交付状況	第 1 回	20,429,000 円	5 月 23 日	16,696,000 円	5 月 14 日
	第 2 回	15,363,000 円	7 月 25 日	12,559,000 円	7 月 17 日
	第 3 回	15,364,000 円	10 月 27 日		
	第 4 回	5,410,000 円	2 月 21 日 (平成 24 年 2 月 21 日時点の必要見込額)		
交付総額	56,566,000 円				
支出済額	56,325,836 円				
精算金額	240,164 円				
精算書提出日	平成 24 年 5 月 9 日				
精算金返還日	平成 24 年 5 月 15 日				

羽村市社会福祉協議会運営費助成金は、住民参加による地域福祉活動を促進し、地域の福祉水準の向上を図ることを目的としており、交付状況は第 1 表のとおりである。

平成 23 年度の助成金は、羽村市社会福祉協議会から提出された交付申請書に基づき、助成金額 6,145 万 9,000 円が概算交付決定された。平成 23 年 5, 7, 10 月と平成 24 年 2 月の 4 回に分けて交付してきたが、第 4 回分については、平成 24 年 2 月 21 日時点での必要見込額の申請により交付したもので、交付総額は 56,566,000 円となっている。平成 24 年 5 月 9 日に提出された精算書により助成金支出済額（必要額）は、5,632 万 5,836 円となり、交付総額との差額 24 万 164 円が市に返還されている。

平成 24 年度についても、同様な手続きにより助成金額 5,024 万 9,000 円が概算交付決定されており、平成 24 年度の第 1、2 回分までが交付されている。

助成事業に対する所管課の指導監督については、社会福祉協議会からの交付申請書及び実績報告書に基づく内容審査や打ち合わせ等により適正に行われているものと認められた。

【第 2 表】

名 称	羽村市社会福祉協議会助成金（小地域ネットワーク推進活動事業費）	
根 拠	① 東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱及び補助要綱 ② 羽村市社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例及び条例施行規則	
交付対象経費	助成金支出	
交 付 年 度	平成 23 年度分	平成 24 年度分
交 付 申 請 日	平成 23 年 6 月 9 日	平成 24 年 4 月 23 日
概算交付決定日	平成 23 年 6 月 13 日	平成 24 年 4 月 25 日
概算交付決定額	2,730,000 円	2,730,000 円
交 付 状 況	2,730,000 円 7 月 22 日	2,730,000 円 7 月 9 日
交 付 総 額	2,730,000 円	/
支 出 済 額	2,660,000 円	
精 算 金 額	70,000 円	
精算書提出日	平成 24 年 4 月 25 日	
精算金返還日	平成 24 年 5 月 2 日	

羽村市社会福祉協議会運営費助成金（※小地域ネットワーク推進活動事業費）は、小地域ネットワーク推進活動を支援し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的としており、交付状況は第 2 表のとおりである。

平成 23 年度の助成金は、羽村市社会福祉協議会から提出された交付申請書に基づき、助成金額 273 万円が概算交付決定され、平成 23 年 7 月 22 日に交付された。しかし 1 地区で、小地域ネットワークの活動の実施が見送られ、助成金支出済額（必要額）は 266 万円となり、交付額との精算金額 7 万円が市に返還されている。

平成 24 年度は、全 39 地区が小地域ネットワーク活動を実施し、全地域に助成金額 273 万円が平成 24 年 7 月 9 日に交付されている。

助成事業に対する所管課の指導監督については、社会福祉協議会からの交付申請書及び実績報告書に基づく内容審査や打ち合わせ等により適正に行われているものと認められた。

※ 小地域ネットワーク活動

様々な悩みを抱えている方が、地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、各町内会・自治会の区域を単位として住民が交流し、見守りや声かけによって支え合う活動。

羽村市では町内会・自治会や民生・児童委員、友愛訪問員、老人クラブ、ボランティア団体等と連携し様々な福祉活動を実施している。

【第3表】

名 称	羽村市社会福祉協議会運営費助成金（福祉有償運送事業費）				
根 拠	① 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱及び補助要綱（都） ② 羽村市社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例及び条例施行規則				
交付対象経費	① 事務費（旅費、消耗品費、業務委託費他） ② 事業費（諸謝金、燃料費、保険料他）				
交 付 年 度	平成 23 年度分		平成 24 年度分		
交 付 申 請 日	平成 23 年 4 月 27 日		平成 24 年 4 月 18 日		
概算交付決定日	平成 23 年 4 月 28 日		平成 24 年 4 月 23 日		
概算交付決定額	4,949,000 円		5,176,000 円		
交 付 状 況	第 1 回	1,238,000 円	5 月 17 日	1,294,000 円	5 月 2 日
	第 2 回	1,237,000 円	7 月 15 日	1,294,000 円	7 月 10 日
	第 3 回	1,237,000 円	10 月 20 日		
	第 4 回	1,100,000 円	1 月 31 日 (平成 24 年 1 月 25 日時点の 必要見込額)		
交 付 総 額	4,812,000 円				
支 出 済 額	4,028,780 円				
精 算 金 額	783,220 円				
精算書提出日	平成 24 年 4 月 25 日				
精算金返還日	平成 24 年 5 月 14 日				

羽村市社会福祉協議会運営費助成金（福祉有償運送事業費）は、障害のある人や介護保険の要介護者で、公共交通機関の利用が困難な方の外出を支援し、自立と社会参加の促進を図る事業の運営費の一部を補助することにより、障害のある人等の福祉の増進を図ることを目的としており、交付状況は第3表のとおりである。

平成 23 年度の助成金は、羽村市社会福祉協議会（障害福祉課所管分）から提出された交付申請書に基づき、助成金額 494 万 9,000 円が概算交付決定された。平成 23 年 5, 7, 10 月と平成 24 年 1 月の 4 回に分けて交付してきたが、第 4 回分については、平成 24 年 1 月 25 日時点での必要見込額の申請により交付したもので、交付総額は 4,812,000 円となっている。平成 24 年 4 月 25 日に提出された精算書により助成金支出済額(必要額)は、402 万 8,780 円となり、交付総額との差額 78 万 3,220 円が市に返還されている。

平成 24 年度についても、同様な手続きにより助成金額 517 万 6,000 円が概算交付決定されており、平成 24 年度の第 1, 2 回分までが交付されている。

助成事業に対する所管課の指導監督については、社会福祉協議会からの交付申請書及び実績報告書に基づく内容審査や打ち合わせ等により適正に行

われているものと認められた。

3 事業実績

(1) 助成金に関する事業の執行状況

【第4表】

(単位：円)

区 分	H23 年度		H24 年度 (4~9 月)		内 容
	助成金額	支出金額	助成金額 (概算交付)	支出金額	
法人運営	41,831,518	54,935,177	35,120,000	19,244,090	職員人件費：職員 5 人 消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、業務委託料等
在宅福祉サービス事業	678,625	4,841,518	743,000	2,446,446	高齢者食事サービス事業 業務委託費、手数料、研修費
福祉ボランティア事業	7,273,531	9,338,519	7,448,000	4,712,404	職員人件費：職員 1 人
ふれあいのまちづくり事業	9,202,162	11,655,243	9,668,000	8,447,055	職員人件費：職員 1 人 事務費補助 小地域ネットワーク活動団体への支援
合 計	58,985,836	80,770,457	52,979,000	34,849,995	
【再掲】 小地域ネットワーク活動推進事業	2,660,000	2,660,000	2,730,000	2,730,000	小地域ネットワーク活動 平成 23 年度：38 実施地区へ助成 平成 24 年度：39 実施地区へ助成 助成金 1 地区：120,000 円 うち 70,000 円が市助成金

平成 23、24 年度の助成金に関する決算の概要と主な事業内容は、第 4 表のとおりである。

事業の執行状況

- ① 法人運営については、第 4 表のとおり人件費、事務費、事業費について助成を行っている。主な事務事業には、理事会・評議員会の開催、監査の実施、理事・監事・評議員を対象とした研修会の実施と参加、苦情解決に関する体制の整備、第三次羽村市地域福祉活動計画の進行管理、組織運営に係る規程等の整備がある。平成 23 年度及び平成 24 年度上期における事業は、当初の予定どおり執行されている。
- ② 在宅福祉サービス事業のうち「高齢者（ふれあい）食事サービス事業」は、食事サービスボランティア「千種」の協力により、市内在住の 70 歳以上の虚弱

なひとり暮らしの高齢者等に食事を配り、高齢者の安心した暮らしをめざすものである。このうちの委託料（食品衛生管理）、手数料（細菌検査料）、研修費を助成している。

	登録者	配食回数（延べ）	配食数（延べ）
平成 24 年度（4～9 月）	63 人	26 回	951 食
平成 23 年度	59 人	51 回	1,850 食

③ 福祉ボランティア事業は、相談及び情報提供、ボランティアの要請、その他（情報確認、ボランティア・行事保険の手続き他）など、福祉ボランティア活動に対する支援を中心に運営しており、人件費を助成している。平成 23 年度及び平成 24 年度上期における事業は、当初の予定どおり執行されている。

④ ふれあいのまちづくり事業は、第 4 表のとおり人件費・事務費補助及び、「小地域ネットワーク活動団体への支援」として活動助成金を助成している。この事業は、誰もが住み慣れた地域で、孤立することなく安心して暮らせることを目的に、小地域ネットワーク活動推進事業のほかにも、ふれあい相談事業や講演会などを実施している。平成 23 年度は、予定どおり事業が執行できなかった地区があり、当初の助成予定数から 1 地区減少したが、平成 24 年度上期における事業は、当初の予定どおり全て執行されている。

⑤ 小地域ネットワーク活動推進事業は、市からの助成金と社会福祉協議会からの助成金とあわせて活動団体（町内会・自治会等）へ交付されているため、④で記載したとおり経費区分では、ふれあいのまちづくり事業の中に属している。

小地域ネットワーク活動助成金の内訳（1 地区あたり 120,000 円）

- ・ 基盤活動費 30,000 円
- ・ 実施地区助成金 20,000 円
- ・ 活動助成金（市助成金）70,000 円

小地域ネットワーク活動助成金の支出額

- ・ 平成 23 年度 120,000 円 × 38 団体 = 4,560,000 円（助成地区数の変更）
- ・ 平成 24 年度 120,000 円 × 39 団体 = 4,680,000 円

（2）その他 市受託事業

上記の助成金に関する事業のほかに、社会福祉協議会では市からの受託事業として、福祉サービスを安心して選択し利用できるように福祉サービス総合支援事業や、在宅生活の支援に向けての手話通訳者等派遣事業、子育て援助のためのファミリー・サポート・センター事業、障害のある人の作業訓練及び生活訓練など障害のある人の社会参加と自立を支援する施設運営等を実施している。また、羽村市福祉センターの管理運営事務も受託しており、平成 23 年度、平成 24 年度上期の利用状況は下記のとおりで、順調に運営されている。

【福祉サービス総合支援事業】

① 利用者サポート

内 容	H23	H24 (4～9月)
福祉サービス利用に際しての苦情対応	1件	0件
判断能力の不十分な人々の権利擁護相談	4件	15件
成年後見制度の利用相談	12件	6件
その他福祉サービス利用に関する専門的な相談	4件	8件

② 福祉サービス利用援助

内 容	H23	H24 (4～9月)
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業により実施する）契約件数	2件	1件
要支援・要介護高齢者及び身体障害者に対する福祉サービス利用援助事業の対象拡大件数	0件	0件

③ 弁護士による福祉（権利擁護等）法律相談（苦情対応専門相談含む）

内 容	相談実数		内訳（左欄 H23、右欄 H24(4～9月)）							
	H23	H24	成年後見		権利擁護		苦情対応		その他	
高齢者	3件	1件	2件	1件	0件	0件	0件	0件	3件	0件
障害者	1件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	1件
その他	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

【在宅生活の支援に向けた取り組み】

手話通訳者等派遣事業

	手話通訳者	利用者数	延派遣回数	延派遣時間
平成24年度(4～9月)	登録者6人	6人(登録23人)	33回	63.0時間
平成23年度	登録者6人	8人(登録26人)	42回	98.0時間

【ファミリー・サポート・センター事業】

子育て援助

	登録利用会員	登録協力会員	利用件数
平成24年度(4～9月)	153人	81人	446件
平成23年度	170人	87人	524件

【障害者通所施設の運営】

		定員	在籍者数	開所日数	延利用者数	出席率
障害者就労継続支援 B型事業 いちよう	H24 上期	35人	35人	125日	3,780人	86.4%
	H23	35人	34人	244日	7,059人	85.1%
障害者生活介護事業 さくら	H24 上期	19人	18人	125日	1,548人	68.8%
	H23	19人	18人	244日	3,240人	73.8%
地域活動支援センター I型事業 あおば	H24 上期	15人	24人	119日	1,371人	
	H23	15人	22人	233日	2,509人	

障害児日中一時支援 事業 青い鳥 (上段：幼児部、下段： 就学児童部)	H24 上期	10 人	12 人	124 日	268 人	
		20 人	32 人	123 日	1,270 人	
	H23	10 人	12 人	241 日	572 人	
		20 人	32 人	238 日	2,554 人	

【羽村市福祉センター管理運営事務受託事業】

	開館日数	会議室等貸出件数	備品貸出件数
平成 24 年度(4～9 月)	183 日	678 件	62 件
平成 23 年度	360 日	1,274 件	123 件

4 総 括

監査の結果、社会福祉協議会における助成金の管理運用、会計経理、助成事業は、関係法令に基づき適正に行われていると認められた。また、所管課における助成金の交付事務は、関係法令に基づき適正に執行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

○ 社会福祉協議会の財政

社会福祉協議会は、全国の市町村に存在する公益性の高い社会福祉法人である。

その活動も、たとえば高齢者の在宅サービスをしている家事援助は、介護保険ではなくボランティアな活動として市民に行って頂いているし、子育て支援もファミリーサポートと言う形で、市民にボランティア活動を行って頂いている。この他にも、ふれあいキャリーは、公共交通機関を使えない障害のある方や高齢者の方々に、市が提供するリフト付きバスやストレッチャー付きの車を市民の方にボランティアで運行して頂いており、社会福祉協議会はその住民参加型サービスの提供をする拠点となっている。

このような形で運営を続けていくには、現在の景気低迷が続く不安定な経済からくる財政状況から、次の点が問題として考えられる。

それは、今後、どんどん進んでいく高齢社会での要求は様々な方向に増加するが、逆に、それを支えていく世代は、どんどん減少していく。このような状況下で、市民から寄せられる多種多様な要求と、その対応に当たる体制には大きなギャップが生じることから注意を払わなければならない。

区 分	平成 22 年度 (H23. 3. 31)	平成 23 年度 (H24. 3. 31)	前年度増減	平成 24 年度 (H24. 9. 30)	前年度増減
個人会員	7,101 件	7,028 件	▲73 件	6,988 件	▲40 件
会 費	3,951,600 円	3,910,100 円	▲41,500 円	3,894,600 円	▲15,500 円
団体会員	232 件	247 件	15 件	145 件	▲102 件
会 費	999,000 円	1,029,000 円	30,000 円	665,000 円	▲364,000 円
会員合計	7,333 件	7,275 件	▲58 件	7,133 件	▲142 件
会費合計	4,950,600 円	4,939,100 円	▲11,500 円	4,559,600 円	▲379,500 円

○ 住民主体の地域福祉

今後、高齢社会が続くと、隣同士が高齢者の単身世帯である状況も考えられ、そのため、包括支援センター（実際のサービスはしないが）などの関係機関と連携して地域福祉権利擁護事業も増加し、重要になっていくと考えられる。また、これからは、このような人が地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、小地域ネットワーク事業のように、地域での見守りとか支え合いが大事であり、町内会の加入・未加入に関係なく、支える側も支えられる側も地域が結束して住民が主体となり、みんなを見守っていけるネットワークづくりを期待する。

○ 所管部課について

社会福祉課は、羽村市内に本拠地と事業範囲を有する社会福祉法人について、東京都から監査・指導の権限を委譲された。このため、平成 25 年度には該当する 9 法人に対して取組んでいくこととなる。当然、違法、不正の指摘だけにとどまらず、今後、他市の状況等も踏まえ、事業の適法性・有効性・妥当性についても、事業全体の中で調整が可能かどうか、検討を継続して監査を実施していただきたい。